

大規模小売店舗の運営方法の変更について（お知らせ）

大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく運営方法の変更に関する届出について、同法施行規則第11条第2項の規定により、説明会の開催に代えて、下記の掲示をもって変更内容をお知らせします。

●変更内容について

店 舗 名 称	フジグラン安芸								
所 在 地	広島県安芸郡坂町北新地二丁目12018-1外								
建 物 設 置 者	株式会社フジ 代表取締役 山口 普 愛媛県松山市宮西一丁目2番1号								
変 更 事 項	(1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 ① 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 <table><tr><td>荷さばき施設の位置</td><td>変 更 前</td><td>変 更 後</td></tr><tr><td>店舗建物北東側</td><td>午前7時00分から 午後5時30分まで</td><td>24時間</td></tr></table>			荷さばき施設の位置	変 更 前	変 更 後	店舗建物北東側	午前7時00分から 午後5時30分まで	24時間
荷さばき施設の位置	変 更 前	変 更 後							
店舗建物北東側	午前7時00分から 午後5時30分まで	24時間							
変 更 年 月 日	令和8年12月1日（予定）								
変 更 す る 理 由	商品搬入計画の見直しのため								
掲 示 責 任 者 及 び 連 絡 先	株式会社成研 児玉 TEL（082）533-7027								

●届出書の縦覧と意見書の提出について

届 出 書	縦 覧 期 間	令和8年9月10日から令和9年1月10日まで
	縦 覧 場 所	坂町役場 総務部 企画財政課
意 見 書	提 出 期 限	令和9年1月10日まで
	提 出 先	坂町役場 総務部 企画財政課
届出書の縦覧及び 意見書の提出に関する お問い合わせ先		東広島市 産業部 産業振興課 安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1番1号（坂町役場2階） TEL（082）820-1507

※掲示期間：令和8年1月10日まで